

太教管理第 1339 号

令和 7 年 1 月 29 日

太子町学校教育審議会会長 様

太子町教育委員会



学校給食費の改定について（諮問）

太子町の学校給食は、平成 26 年度に消費税率引き上げに伴い現在の学校給食費に改定以降、価格を据え置き提供しております。

給食費の改定以降、コロナ禍における原油価格の高騰や世界情勢の影響に伴う近年の物価高騰により、学校給食で使用する食材費価格についても上昇している状況にあります。

こうした中、栄養教諭が、献立や使用する食材の工夫や旬の食材を活用する等、様々な創意工夫を行いながら経費を抑える努力をしてきました。また、給食の質の維持とともに保護者負担の軽減を図るため、町の一般財源や国の交付金を活用した学校給食費の補助等の支援も実施しております。

しかしながら、物価高騰の終息が見込めない中、栄養教諭の努力や工夫だけでは、現行の学校給食費で学校給食摂取基準を満たした学校給食を安定的に児童等に提供することが困難な状況となってきたことから、学校給食費の改定が必要となっております。

去る令和 6 年 12 月 6 日開催の太子町学校給食会にて、学校給食費の改定について校園長代表や P T A 役員代表と協議した結果、適切妥当な改定であると結論付けております。

つきましては、太子町学校教育審議会条例（平成 13 年 12 月 27 日条例第 20 号）に基づき、安全・安心で栄養バランスのとれた給食水準を維持するため、学校給食費の改定について貴審議会の意見を求めます。